

## 岡山市条例第48号

### 岡山市こどもの権利に関する条例

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則（第1条―第3条）

##### 第2章 こどもの権利（第4条―第9条）

##### 第3章 こどもの権利を保障するための役割（第10条―第16条）

##### 第4章 こどもの権利を保障するための施策の推進（第17条―第36条）

##### 第5章 計画・検証（第37条・第38条）

##### 附則

全てのこどもは、一人一人が様々な個性や能力、大きな可能性を持ったかけがえのない存在です。こどもが誰一人取り残されることなく、自分の力を発揮し、自由に可能性を追求し、日々を楽しみながら、安全・安心の中で自分らしく幸せな人生を送れる環境を整えることは、社会全体の重要な使命です。しかし、虐待、いじめ、不登校、貧困問題など、現在、こどもを取り巻く環境は厳しさを増しており、こうした問題に対して強力に取り組むことが急務となっています。

こども基本法は、国際条約である「児童の権利に関する条約」に基づき、「生命・生存・発達の権利」「こどもの最善の利益の考慮」「こどもの意見の尊重」「差別の禁止」という4つの原則を掲げ、日本のこども政策がこれらの原則に基づいて実施されることを明確にしています。こどもは政策の当事者であり、共に今を生きる社会の一員です。こどもの意見表明と参加の機会を確保し、その意見を聴き、尊重することなくしては、こどもの権利を守り、最善の利益を図ることはできません。

この条例を立案する過程で実施したこどもへのアンケートでは、「こどもの権利を知っている」と答えたこどもは36パーセントにとどまりました。また、おとなへのメッセージとして「考えを押し付けず、こどもの意見をもっと聴いてほしい」「いじめを放置しないでほしい」「こどもの権利をもっと知ってほしい」「いつもありがとう」といった多くの声が寄せられました。更に「家族や友達と楽しく過ごしているとき」に幸せを感じるこどもが多いことも分かりました。こどもが幸せな社会は、誰にとっても暮らし

やすい幸せな社会です。

この条例が子どもを含む市民に広く普及し、子どもの権利の保障と支援活動を充実させるため、関連する取組や施策を更に進めていく必要があります。

岡山市には、持続可能な社会の構築を目指し、SDGsやESDの活動を推進する中で、地域社会において子どもや若者の参画意識を培ってきた歴史と経験があります。

私たちは、「子どもの権利」の理念を掲げ、「子どもまんなか社会」の実現に向けて、総合的かつ継続的に、また多層的に子どもを支援するまちづくりに取り組むことが、今を生き、未来を創る子どもへのエンパワーメントにつながることを願い、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約及び子ども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、子どもの権利に関し基本となる事項を定めることにより、子どもの権利が社会全体で保障され、子どもが夢や希望を持ち、将来にわたって幸福な生活を送ることを目的とします。

### (用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 岡山市内（以下「市内」といいます。）に在住し、在学し、在勤する等、市内において生活し、又は活動する心身の発達の過程にある者をいいます。
- (2) おとな 市内に在住し、在学し、在勤する等、市内において生活し、又は活動する者（子どもを除く。）をいいます。
- (3) 保護者 子どもの親、里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (4) 育ち学び遊ぶ施設等 保育所、幼稚園、認定子ども園、学校、児童館、放課後児童クラブ、公民館、図書館、公園等の子どもが育ち、学び、遊び、又は活動するために利用する施設の設置者、管理者、職員等及び子どもが加入し、活動をしている団体をいいます。
- (5) 地域住民 市内に在住し、在学し、又は在勤する者をいいます。

(6) 事業者 市内で事業活動を行う法人，団体及び個人をいいます。

(7) ヤングケアラー 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもをいいます。

(基本理念)

第3条 全てのこどもの権利は，次に掲げる事項を基本理念として，保障されなければなりません。

(1) こどもは，権利の主体であり，個人として尊重され，その基本的人権が保障されるとともに，あらゆる差別的な扱いを受けないこと。

(2) こどもは，こどもの年齢及び発達の数度に応じて，その意見が尊重され，その最善の利益が優先して考慮されること。

(3) こどもは，かけがえのない存在として，命が尊ばれ，安全かつ安心な生活が保障され，健やかに成長することができること。

(4) こどもは，こどもの年齢及び発達の数度に応じて，自分に関係することについて意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

## 第2章 こどもの権利

(こどもにとって大切な権利)

第4条 この章に定める権利は，こどもにとって特に大切な権利として保障されなければなりません。

(安心して生きる権利)

第5条 こどもは，安心して生きるため，次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 安全で安心して生活することができる場所があること。

(2) 十分な食事や栄養が提供されること。

(3) 健康に配慮され，適正な保健，医療及び福祉が受けられること。

(4) 障がいがあること，経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて，必要な支援を受けること。

(5) かけがえのない存在として尊重されて育つこと。

(6) 安全で安心して暮らすことができないと感じる時や，孤独や孤立について相談

できる場があること。

(自分らしく生きる権利)

第6条 こどもは、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の気持ちや考えを持ち、これらに基づいて行動すること。
- (2) 自分らしさや自分の気持ちが尊重されること。
- (3) 自分に関することを決めるときに、適切な助言等を受けられること。
- (4) それぞれの個性が尊重され、ありのままの自分が受け入れられること。
- (5) 性別に関する違和感や悩みについて相談でき、一人一人が持つ多様な性の在り方が尊重されること。
- (6) 夢や新しいことに挑戦すること。
- (7) 自分の意見を表明することが困難な場合に、第三者に代弁してもらうこと。

(育つ権利)

第7条 こどもは、のびのびと健やかに育つため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学びたいことを学ぶこと。
- (2) 自分の環境や発達の程度に応じた様々な学びの場が提供され、選択することができること。
- (3) 安心できる環境で休み、心身を癒やすこと。
- (4) 遊ぶこと。
- (5) 話を聴いてもらえること。
- (6) 知らないことについて質問すること。
- (7) 友だちをつくること。
- (8) 地域や社会の活動に参加し、様々な世代の人とふれあうこと。
- (9) 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむ等様々な経験をすること。

(自分を守り、守られる権利)

第8条 こどもは、自分を守り、又は守られる権利があり、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 暴力、虐待及び体罰を受けないこと並びに放置されないこと。
- (2) いじめを受けないこと。
- (3) 性犯罪及び性暴力並びに経済的及び性的な搾取を受けないこと。
- (4) 自分の意思に反することを、合理的な理由なく強制されないこと。
- (5) 有害な労働及び家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行うことを強制されないこと並びにこれらを行わざるを得ない環境に置かれないこと。
- (6) 生まれ育った環境、人種、国籍、性別、宗教並びに障がいの有無等を理由としたあらゆる差別を受けないこと。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。
- (8) 自分についての情報を不正な方法で収集・利用されないこと。
- (9) こどもであることを理由に、不利益を受けないこと。
- (10) 権利が侵害されたときは、拒否し、保護若しくは支援を受け、又は救済を求めることができること。
- (11) 非行のあった場合には、適切に保護・指導されること。

(参画する権利)

第9条 こどもは、自分に関わることに主体的に参画するため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見を自由に表明することができる機会が設けられること。
- (2) 自分の意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために必要な情報並びに適切な支援及び助言を得ることができること。
- (4) 仲間をつくり、集い、及び活動すること。

### 第3章 こどもの権利を保障するための役割

(おとなの役割)

第10条 おとなは、こどもが幸福な生活を送ることができるよう、こどもの権利を理解し、尊重し、及び保障しなければなりません。

2 おとなは、こどもが自分及び他人の権利について理解し、尊重することができるよう支援しなければなりません。

#### (市の責務)

第11条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者と協働し、及び連携して、こどもの視点を尊重した上で、こどもに関する施策を実施するものとします。

2 市は、おとな、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者が、それぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行うものとします。

3 市は、第1項の施策及び前項の支援を検討する際は、社会的養護その他の様々な状況の下にあるこども、保護者その他の関係者の意見を聴くものとします。

4 市は、こどもの権利が広く保障されるよう、必要に応じて国、他の地方公共団体等へ要望等を行うものとします。

5 市は、こどもの権利及び施策について、こども、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者の理解を深めるため、定期的に応報し、及び啓発するものとします。

#### (議会の責務)

第12条 議会は、こどもの権利に関する市の施策の取組状況について検証し、必要に応じて提言等を行うものとします。

2 議会は、こどもの権利が広く保障されるよう、必要に応じて国、他の地方公共団体等へ要望等を行うものとします。

3 議会は、市長その他の関係機関と連携し、こどもの権利について啓発するものとします。

#### (保護者の役割)

第13条 保護者は、こどもの養育については、次に掲げることに努めなければなりません。

(1) こどもをかけがえのない存在として尊重し、寄り添い、見守ること。

(2) こどもが十分な食事及び休息をとることができ、健康に配慮した生活を送ることができる環境を整備すること。

(3) こどもの年齢及び発達の程度に応じて、育ち、学び、及び遊ぶ環境を整備し、様々な体験の場を提供すること。

- (4) こどもの年齢及び発達に応じて、こどもの意見、個性及び特性を尊重し、その最善の利益を考慮すること。
- (5) こどものプライバシーや名誉についてその最善の利益を考慮し、配慮すること。
- (6) 前各号に掲げる事項が困難な場合は、市その他関係機関又は身近なおとなへの相談を検討すること。

(育ち学び遊ぶ施設等の役割)

第14条 育ち学び遊ぶ施設等は、その活動においてこどもが健やかに成長するため、市、保護者、地域住民及び事業者と協働し、及び連携して、次に掲げることに努めなければなりません。

- (1) こどもが安全で安心して快適に活動できるよう、施設の安全管理に係る体制を整備すること。
- (2) こどもの年齢及び発達に応じて、育ち、学び、及び遊ぶ環境を整備すること。
- (3) 暴力、虐待、体罰等を受けたと思われるこどもを発見したときは、速やかに当該こどもの救済を図るとともに、適切な機関に通告等を行うこと。
- (4) いじめについては、絶対に許されないという認識の下、徹底した予防、早期の発見、救済及び回復等を行うこと。
- (5) こどもの年齢及び発達に応じて、こどもの意見、個性及び特性を尊重し、その最善の利益を考慮すること。
- (6) こどものプライバシーや名誉についてその最善の利益を考慮し、配慮すること。
- (7) こどもの権利についての理解を深める研修を行うこと。

(地域住民の役割)

第15条 地域住民は、地域社会においてこどもが健やかに成長するため、次に掲げることに努めなければなりません。

- (1) こどもの年齢及び発達に応じて、こどもの意見、個性及び特性を尊重すること。
- (2) 暴力、虐待、体罰等を受けたと思われるこどもを発見したときは、当該こどもの救済を図るため、速やかに適切な機関に通告等を行うこと。

(3) 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等及び事業者と連携し、こどもが学び、遊び、又は休むために、一人でも集団でも利用することができる場所を提供すること。

(4) 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、事業者と連携し、こどもが地域の行事及び活動に参加することで、地域住民とふれあい、地域の自然及び文化に触れることができる機会を設けること。

(事業者の役割)

第16条 事業者は、こどもの健やかな育ちを支援するため、次に掲げることに努めなければなりません。

(1) こどもを養育する従業者が、子育て及び仕事を両立することができるよう、子育てしやすい職場の環境を整備すること。

(2) 雇用した者がこどもの場合は、特に丁寧な助言及び指導、適切な研修等を行うことにより、社会の一員としての成長を支援すること。

(3) その事業活動が、こどもの権利を脅かすことのないよう適切な配慮を行うこと。

(4) こどもに関する施策を理解し、及び協力すること。

第4章 こどもの権利を保障するための施策の推進

(子育て家庭への支援)

第17条 市は、家庭の状況にかかわらず等しくこどもの権利が保障され、保護者がこどもの権利を尊重しながら安心して子育てができるよう、こども及び保護者に対し、十分な支援を行うものとします。

2 市は、家庭での養育が困難なこどもには、家庭以外の適切な養育環境を確保するものとします。

3 市は、妊娠、出産並びにその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じ、切れ目のない支援を行うものとします。

(特別な配慮を必要とするこどもと家庭への支援)

第18条 市、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、次に掲げるこども及びその家庭に配慮し、適切な支援を行うよう努めなければなりません。

(1) 虐待を受けたこども

(2) 重大な病気やけががあるこども



- (3) 心理的外傷を受けたこども
- (4) 障がいがあるこども
- (5) 親がいないこども及びひとり親家庭のこども
- (6) 経済的に困難な状況にある家庭のこども
- (7) 不登校のこども
- (8) 社会的ひきこもりのこども
- (9) ヤングケアラー
- (10) 外国籍及び外国にルーツを持つこども
- (11) 性的マイノリティのこども
- (12) 非行のあったこども
- (13) その他特別な配慮が必要と認められるこども  
(貧困の解消に向けた対策の推進)

第19条 市は、こどもが生まれ育った環境によって現在や将来に影響が及ぶことがないよう、こどもの貧困の解消に向けた対策を包括的かつ早期に講ずるものとし、

2 市は、前項の施策を講ずるに当たり、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者及びこどもに関する支援を行う関係団体と連携するものとし、

(育ちの支援)

第20条 市及び育ち学び遊ぶ施設等は、こどもの育ちを支援するため、体験や交流を促進するとともに、そのための場や機会を提供するものとし、

2 市は、こどもの文化的及び芸術的な活動、運動並びに余暇の利用を促進するとともに、これらの機会を提供するものとし、

(遊び場及び居場所づくりの推進)

第21条 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもが自分らしくいることができ、安全で安心して自由に過ごすことができる遊び場や居場所づくりに努めるものとし、

2 市は、こどもが安全で安心して過ごすことができる遊び場や居場所づくりのための活動を行う育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者との連携を図り、その活動

を支援するものとします。

(有害又は危険な環境からの保護)

第22条 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境の整備に努めなければなりません。

(暴力、虐待及び体罰の防止及び子どもへの支援)

第23条 子どもに対する暴力、虐待及び体罰は、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があっても行ってはなりません。

2 市、育ち学び遊ぶ施設等及び地域住民は、子どもが暴力、虐待及び体罰を受けることなく、安心して過ごすことができるよう、必要な環境の整備に努めなければなりません。

3 市は、子どもに対する暴力、虐待及び体罰の防止のため、保護者、育ち学び遊ぶ施設等及び地域住民に対し、必要な啓発を行うものとします。

4 市は、暴力、虐待又は体罰を受けた子どもを発見し、又は発見した旨の通告等を受けた場合は、関係機関と協力し、必要な支援を講ずるものとします。

(いじめの防止及び救済)

第24条 いじめは、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があっても行ってはなりません。

2 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとします。

3 市及び育ち学び遊ぶ施設等は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整備し、互いに連携し、いじめの防止等に取り組むものとします。

4 市及び育ち学び遊ぶ施設等は、いじめがあった場合、直ちにいじめを制止し、被害に遭った子どもを守り、支援するとともに、いじめを行った子どもに対して適切な指導等を行うことにより、いじめの再発を防止するものとします。

(ヤングケアラーへの支援)

第25条 市は、子どもとしての時期が人間として基本的な資質を養う重要な時期で

あることに鑑み、ヤングケアラーの心情等に対し十分に配慮しつつ、ヤングケアラーが社会生活を円滑に営むための必要な支援を講ずるよう努めるものとします。

2 市は、育ち学び遊ぶ施設等、福祉、介護、医療等の関係機関及び地域住民と連携し、ヤングケアラーの早期発見及び実態の把握に努めるものとします。

(自死の防止)

第26条 こどもは、かけがえのない存在であることから、市は、こどもが安心して相談できる環境の整備、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者その他関係機関との連携等により、こどもの自死の防止に努めるものとします。

2 市及び育ち学び遊ぶ施設等、事業者は、心の健康についてこどもの発達段階に応じて啓発・指導し、相談窓口の存在等について啓発するよう努めるものとします。

3 市は、保護者、育ち学び遊ぶ施設等及び事業者が、命の尊さや人間の尊厳について学ぶ機会を提供するよう努めるものとします。

(こどもからおとなへの移行支援)

第27条 市は、おとなへと移行する時期のこどもが社会的自立のための支援を必要とする場合、18歳以上であってもその支援を継続して受けることができるよう、環境を整備するものとします。

(多様性の尊重)

第28条 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもの生まれ育った環境、人種、国籍、性別、宗教並びに障がいの有無など、その多様性を尊重するよう努めなければなりません。

2 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、あらゆる偏見や差別等がなくなるよう、その多様性に対する理解の啓発に努めなければなりません。

(戸籍のないこどもへの支援)

第29条 市は、戸籍のないこどもが社会生活を送る上で抱える問題の解消に努めるものとします。

(相談支援体制の整備等)

第30条 市は、こども及びその家族の支援の充実を図るため、こどもに関する問題について安心して相談することができる総合的な相談の体制を整備するものとしま

す。

2 市は、こどもが抱える様々な悩みに対して、こども自身が相談できる機会を確保するものとします。

(こどもの権利が侵害されている状態から回復するための救済)

第31条 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもの権利が侵害されている状態を早期に発見し、又は互いに協力し、若しくは連携して、権利が侵害されている状態からの回復のため、救済に努めなければなりません。

2 市は、こどもが権利を侵害され、又は不利益を受けた場合等において、適切かつ迅速にこどもの救済を図ることができるよう、体制を整備し、その他の必要な取組を行うよう努めなければなりません。

(意見の表明及び参画する機会の確保)

第32条 市は、こどもを個人として尊重し、こどもが自分の意見を表明し、社会に参画することができるよう、こどもの状況に配慮しつつ、こどもとおとなが直接意見を交わす場の設置やアンケートの実施等の様々な方法により、こどもの参画の機会を確保するものとします。

2 市は、聴取したこどもの意見を市の施策に反映させるよう努めるものとし、反映できない場合は、その理由をこどもへ説明するよう努めるものとします。

3 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもの意見の表明に対し、その意見を尊重し、こどもの最善の利益を優先して考慮するよう努めなければなりません。

4 市、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもの社会への参画の促進を図るため、こどもに関する施策、取組等について、こどもが理解を深め、意見することができるよう、こどもの視点に立った分かりやすい情報の発信等に努めなければなりません。

5 市及び育ち学び遊ぶ施設等は、年齢、発達等により、自分で意思を伝えることが困難なこどもに対して、その意思を酌み取り、必要に応じて、こどもの意見を代弁するものとします。

(審議会等への参加)

第33条 市は、こどものことを話し合う審議会等にこどもが参加できるよう努めなければなりません。

2 前項の審議会等は、適切な方法でこどもの意見を聴くよう努めなければなりません。

(主権者教育)

第34条 市は、こどもを国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者として育成するため、主権者教育を推進するものとします。

(こどもの権利の日)

第35条 市は、こどもの権利について、市民の関心を高めるため、岡山市こどもの権利の日(以下「こどもの権利の日」といいます。)を設けます。

2 こどもの権利の日は、児童の権利に関する条約が国際連合総会において採択された日である11月20日とします。

3 市は、こどもの権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

(財政上の措置)

第36条 市は、こどもの権利を保障するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

## 第5章 計画・検証

(計画の策定及び公表)

第37条 市は、こども施策を推進するため、こども基本法第10条第2項に規定する計画を策定するものとします。

2 市は、前項の計画を策定し、又は見直すときは、こどもを含めた市民等の意見を聴くものとします。

3 市は、第1項の計画を策定したときは、これを公表しなければなりません。

(検証)

第38条 市は、こどもに関する施策等の実施状況について、こどもを含めた市民等の意見を聴いた上で定期的にその効果を検証し、その結果を公表しなければなりません。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。

(検討)

- 2 市は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。